



様式第2号

令和3年10月25日

坂戸市議会議長 様

会派名 みらい

代表者名 小澤 弘



実施報告書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

- 1 期 日 令和3年10月15日(金) 午後1時30分～3時23分
- 2 参加者氏名

| | | | |
|------|------|--|--|
| 小澤 弘 | 田中 栄 | | |
| | | | |

- 3 調査研究等の行き先及び内容

| 行き先 | 内 容 |
|---------------------|--|
| 坂戸市役所 3階 本会議場 | 坂戸市議会議員研修会 「議会運営の諸課題と議員の倫理について～「反問権」と「ハラスメント」を中心として～」 |

- 4 概要
別添のとおり

令和3年度 議員研修会報告書

会派名 みらい

1 期日 令和3年10月15日（金）午後1時30分～3時23分

2 行き先 坂戸市役所 本会議場

3 研修の内容

講演「議会運営の諸課題と議員の倫理について
～「反問権」と「ハラスメント」を中心として～」

講師：元全国都道府県議会議長会事務局次長
内田 一夫先生

4 参加者 2名全員

小澤 弘、田中 栄

5 結果（参加者意見、感想）

○質問と質疑の違いや、政策サイクル等、市政に対する議員の質問力についても教示いただいた。発言においては、いかなる場合も個人攻撃をしない。人格ではなく、事実を争点とすること等、議員の発言責任や品位の保持が再確認できた。

○反問権については、本市議会基本条例においては、市長等に対し答弁に必要な範囲内で反問権が認められているが、内田先生においても、趣旨を明確にしないと答弁できない場合に限定されるべきとのことであった。反問権の多用は、論点の明確化を損ねる可能性があることを注意しなければならない。

○ハラスメントにおいては、他自治体での条例なども解説され、相談窓口の設置が、実際問題重要であることを教示いただいた。内田先生によると、心理カウンセラー等の専門家を置いて、第三者の相談窓口を置くことが重要とのことであった。今後本市議会で「ハラスメント条例」を考える場合の有効な知見を得ることが出来た。